

職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 事件の概要

当該職員は令和5年4月17日（月）、職場の同僚とともに飲酒した後の帰宅途中、馬車道駅構内のエスカレーターにおいて、スマートフォンで女性のスカート内部を撮影しようとしたことにより、神奈川県警察の事情聴取を受けました。

その取り調べにおいて、スマートフォンに保存されていた画像から、同年3月28日（火）に横浜駅近くの飲食店を利用した際、同店の女性用トイレ内において、同トイレの個室を利用中の女性客を撮影していたことが発覚しました。

その後の捜査により、4月17日の件については立件が見送られましたが、3月28日の件については、同年8月10日付で神奈川県迷惑行為防止条例違反により略式起訴され、同日付で罰金30万円の略式命令が出されました。

2 被処分者及び処分内容

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により、次のとおり処分を行いました。

所属	職名	年齢	処分内容
議会局	書記	20代	停職5箇月

※本処分については、令和5年11月15日付横浜市報に登載予定です。

(参考：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号)

職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

お問合せ先

議会局総務課 Tel 045-671-3041